

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針骨子案 についてのパブリックコメント

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第三条の基本理念に、「五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること」とあります。本項目に関する記述が骨子案には無いので、追加で記載する必要があると思います。

「2 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項」の「○ 不登校児童生徒に対する効果的な支援」に挙げられている項目は、不登校児童生徒本人に対する働き掛けに限定されているように思います。不登校には複雑な背景があることが想定されるので、不登校児童生徒本人だけでなく、家庭や周辺の社会的状況に対する総合的なアセスメントと、総合的・包括的な支援が必要です。

フリースクールなど「相当する教育」の機会の確保も重要ですが、本来の義務教育に戻るための支援も重要です。そのためにも、「国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に」全体の状況を把握してコーディネートする役割として、「スクールソーシャルワーカー」が必要であると思います。